

令和元年度 事業報告

(令和元年7月1日から令和2年6月30日まで)

I 総 括

1. 法定事業の制度啓発と事業推進

令和元年度の協会を取り巻く環境は、前年と概ね同じであった。令和2年3月に国内で発生した新型コロナウイルスについては、受託業務がほぼ完了した時期でもあり、令和元年度の事業収益については大きな悪影響はなかった。

令和元年度の協会の事業実績は6億1100万円であった。平成30年度事業実績と比較すると約1億4200万円の増額となっているが、その最たる要因は業務処理にあたる社員の努力によるものであり、また加えて平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の災害復旧事業が愛媛県・市・町から多く発注され、事業実績の増額となったと推定される。尚、総受託業務件数は451件であり、延べ社員数903名が業務処理に従事した。

依然として受託業者の規模、信用力、完成能力等を考慮しない公共嘱託登記業務の一般競争入札による公共調達を実施されている。しかしながら事業者の社員数に応じた手持業務を制限することで、高精度でより良い公共サービスを県民が享受する機会が確保され、また、社員である土地家屋調査士の公共嘱託登記業務の受託機会の公平性を実現できることも可能となるため、これら改善提案を継続して行っていくこととしている。

令和元年7月1日に愛媛県が開催した「用地事務専任者研修会」につき、末光悦志業務部長を派遣した。例年6月に開催される「用地事務初任者研修会」は新型コロナの影響で8月に延期された。

2. 関連事業の受託推進と受託態勢の整備

不動産登記法第14条第1項地図作成作業については、その業務が国民の不動産にかかる権利の明確化に直接的に寄与する事業であるため、土地家屋調査士・公嘱協会の職務として積極的に業務受託を行ってきた。

法務局が発注する登記所備付地図作成作業は、一般競争入札による公共調達業務にもかかわらず落札することができ、継続して処理を行った。

県下市町が発注する地籍調査事業による地図作成作業については、松山市、今治市、松前町、宇和島市において、その作成作業及び修正作業の業務処理をしている。

過年度の地図作成作業について、一部不適切な処理が判明したため、関係官公庁と協議対応するとともに、協会が地図作成作業を受託するために提案した原点に立ち帰り、綿密な資料調査、丁寧な住民対応等の徹底を確認した。また、筆界への永続的な境界標識の設置などの原則に基づく業務処理の徹底を確認した。

3. 自主事業の拡大と推進

協会の主要な公益目的事業である境界標識設置作業については、令和元年度では28,718点の境界標識（プレート標識・金属鋸・プラスチック杭）を設置しており、令和元年度においても

支援補助を行った。

幸いにも令和元年度には、大規模な災害は発生しなかったが、前年に発生した西日本豪雨災害に伴う復旧事業に従事した。

4. 業務処理の標準化と管理の徹底

各支所において業務研修を行ったが、全体的な業務研修会の実施には至っていない。

業務処理システムによる業務管理を実施するとともに、不具合部分などの修正について逐次対応を行った。

5. 公益社団法人としての会務運営の適正化

今年度は、定款・諸規則・細則の制定及び改廃はなかったが、昨年に引き続いて調査士法、一般社団法人法など関連法規を遵守し、定款等に準拠した会務運営を行った。

定時社員総会、理事会、業務執行役員会の役割とその責任の範囲を明確化して、適切な会議の開催及び運営に務めた。また業務執行役員は、定款により4箇月を超える範囲で年に2回以上、理事会において自らの職務執行状況を報告しなければならないため、令和2年2月21日開催の令和元年度第4回理事会、令和2年8月7日開催の令和2年度第1回理事会において報告を行った。

令和元年10月より、新入職員1名を採用し、総務・業務の事務処理に任じている。

6. 関係団体との連携と相互支援

(1) 愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟との連携と相互支援

本会、政治連盟の協議会を開催し、調査士制度にかかる課題や、様々な取り組みに関する相互支援等について協議を行った。

調査士会・政治連盟・協会との第一回三団体協議会の実施

令和2年1月6日(月)午後4時から午後6時まで開催。

「土地家屋調査士制度設立70周年事業の取組」、「令和元年度共催研修会の実施について」、「政治連盟県議会議員の顧問委嘱について」の議題を提出し、三団体にて対応を協議した。

(2) 四公連、全公連主催の総会、各級機関会議への出席、研修会への参加

①全公連総会・研修会関係

・令和元年11月11日・12日の二日間、飯田橋ホテルメトロポリタンエドモントにおいて、全公連第二回研修会が開催され、岡理事長、江口総務部長、伊佐岡理事、矢野理事の4名が出席した。

・令和2年2月13日・14日の二日間、飯田橋ホテルメトロポリタンエドモントにおいて全国理事長会議が開催され、岡理事長が出席した。

②四公連総会関係

・令和元年9月14日四公連第一回理事会に、倉富経理部長、岩村昌司全公連理事が出席し、四公連総会対応、各協会が直面する問題について協議対応を行った。

・令和元年度四公連定時総会が高松市にて開催され、役員・社員計18名が参加した。

詳細は以下のとおりである。

日 時：令和元年10月4日（金）13時30分から17時まで
5日（土）9時から12時まで

場 所：香川県高松市福岡町2丁目2番1号
ホテルパールガーデン 2階 讃岐の間

会議の目的：平成30年度事業経過報告の件
平成30年度収入支出決算書承認の件（監査報告）
令和元年度事業計画案審議の件
令和元年度収入支出予算案審議の件
次期定時総会開催地決定等に関する件

研 修 会：4日 14時から15時40分

演題「平成のインフラ整備と四国の将来像」

講師 国土交通省四国地方整備局 局長 小林 稔 氏

5日 9時から12時まで

演題「愛知県の官民境界確認補助業務」

講師 愛知公嘱協会 水野 元彰 氏

演題「公嘱協会の社員の在り方」

講師 愛知公嘱協会 星 嵩 裕史 氏

・令和2年1月11日、香川県土地家屋調査士会館にて、「業務担当者及び総務担当者会議」が開催され、岡理事長、江口総務部長、田頭業務第一部長、岡田総務次長が出席した。

・令和2年3月14日第2回理事会に、岡理事長、江口総務部長、倉富経理部長、田頭業務第一部長が出席して、四公連及び四国4協会が直面する課題について、情報の交換を行うとともに対応を協議した。

・令和2年6月28日臨時理事会に、岡理事長、倉富経理部長、田頭業務第一部長が出席して、四公連及び四国4協会が直面する課題について、情報の交換を行うとともに対応を協議した。

今後の新型コロナウイルスの影響を考慮し、来年度の総会は令和2年10月2日徳島市から高松市に変更して開催することとなった。また、通常2日間の開催を1日のみとすることとなった。

II 事業関係

1. 総務部

(1) 社員の執務の指導及び連絡に関する事項

①出張指示書・出張報告書等による業務処理改善

旅費規程改正により定式化を行い、令和元年度も旅費・宿泊費・会議日当に適切な支出を行った。

②法定事業につき担当社員と支所役員の打合せ同行提案については、一部支所にて実施された。

③役職員の責務と社員の関係については、継続的に研修を実施した。

④業務処理システムに影響がでないように社員の使用する OS が Windows 10 に移行されて

いる、若しくは移行予定かどうかの調査を行った。

⑤支所開催の研修会については、研修等実施計画書・実施報告書の提出を義務づけるとともに必要な経費について審査のうえ、補助の対象とした。

(2) 社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

①社員数、入会、退会の把握

令和2年6月末現在182名

②令和元年度の新社員は5名であったが、書面による承認決議を実施し、それぞれ社員としての承認を行った。

③職員の状況把握、職場環境改善のための面談の実施

事務局3職員と、必要に応じて面談をし、勤務状況、継続雇用の意思確認、産休・育休に入る職員の対応を行った。また、職員を1名雇用するため、応募者の面接、新規職員の採用決定と新入職員教育を実施した。

(3) 帳簿及び書類の保守に関する事項

①保管期限の経過した書類の廃棄、調整すべき書類、台帳の確認と整理を行った。

(4) 文書の収受、発送に関する事項

①各種会議の文書発送、回報

開催予告・開催通知・会議録作成の標準化を継続している。

②出張指示書・出張報告書の発受信に関する事項

旅費規程の改正に伴い、出張指示書（会務指示書）の発信と出張報告書（会務報告書）の提出を求め、協会の会務運営の適正化を行っている。

③関係団体との発受信に関する事項

開催案内の発受信事務を行っている。

(5) 理事長印、協会印の管守に関する事項

理事長印については、始業時事務局長が金庫より持ち出し、終業時に金庫に保管する取り扱いで管守を行っている。銀行印については、支払い決済時に金庫より持ち出し、経理部長、経理担当職員の相互確認により取り扱いとし、経理処理終了後に金庫に返還保管を行っている。

(6) 協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

①社員名簿の作成

令和元年度は役員改選となったため、社員名簿の作成を行い、社員、関係官公署に送付した。

②ホームページによる社員情報の公開

森職員より送付されたデータをホームページにアップすることに努めた。

(7) 広報に関する事項

①ホームページの監修・修正

情報公開データのアップロードを随時行ってきた。

②啓発パンフレット・全公連作成協会紹介パンフレットの官公署への配布を通じて啓発活動の推進を行った。

(8) その他、他の部の所掌に属さない事項

①令和2年2月7日（金）午後1時、共催研修会の開催のため、愛媛県土地家屋調査士会と

開催し、協議を行った。協会側出席者、江口朋宏総務部長、岡田直樹総務次長。

②共催研修会の開催

日 時：令和2年2月15日（土）午前10時30分から午後5時まで

場 所：土地家屋調査士会館 4階大会議室

内 容：第1講 「図解法による地籍調査地区の実務」 講師 滝上 洋之 会員

第2講 「これからの民法・不動産登記法」 講師 末光 祐一 会員

2. 経理部

令和元年9月5日定時社員総会での役員改選に伴い、同年9月9日経理事務引継ぎ、9月18日第1回経理部会、11月20日第2回経理部会を開催し、経理部としての対応を協議した。

部会では、以下の項目について対応協議を行った。

- ①定款・諸規則における経理事務の確認
- ②毎月の支払い事務について
- ③新入職員の採用対応について
- ④移行10周年記念事業についての検討について
- ⑤ネットバンキングの実務について
- ⑥当座預金口座の解約と小切手帳の返却について
- ⑦Windows7のサポート終了対応とセキュリティ対策について
- ⑧各種会議の飲食費等の支出基準の確認について
- ⑨新入職員の制服作成と給与・賞与の支出について
- ⑩官公署業務協議の支所役員同行についての費用支出について
- ⑪業務処理費の適正運用について

(1) 入会金及び会費の徴収に関する事項

- ①今年度は、5名の入会を受け、規定のとおり入会金を受領した。
- ②会費について、期限内未納者が2名いたが、事業年度内には全社員の納付を確認した。

(2) 予算及び決算に関する事項

公認会計士の指導を受け、公益法人会計基準に則した経理処理を行った。ここ数年、官公署より入金があったにもかかわらず、支払い要請の手続きが遅延して未払い金が増加する傾向にある。事務局より、担当社員に支払手続きを督促しているが、改善に至っていない。

(3) 金銭及び物品の出納に関する事項

引き続き、ネットバンキング決済による出納事務の効率化を行い、事務負担の軽減を行った。

(4) 資産の管理に関する事項

7月にGNS S受信機（トリンプルR10）2機の購入を行った。

(5) 物品の購入斡旋、頒布に関する事項

役員、社員により、全公連発刊の啓発パンフレット「官民境界確認補助業務」「狭あい道路拡幅整備事業」の頒布を行った。

3. 業務部

(1) 法定事業の推進

- ①未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行った。

伊予市において業務の相談を頂き対応を行ってきたが契約には至っておらず、継続して提案を行っている。

②契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を実施した。

本部役員、支所役員が契約済みの官公署に対して、挨拶を兼ねて境界確認補助業務や狭あい道路の分筆業務等の提案を行ってきた。

(2) 関連事業の推進

①登記所備付地図作成作業

令和元年度は松山市道後地区について実施した。

令和2年度は素鷲・桑原地区について実施している。

②地籍調査事業

松山市の市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市の3市町について継続して実施した。

新居浜市は継続協議中である。大洲市の地籍調査事業は、西日本豪雨災害の復旧事業を優先させるため、本年度の受託は見送った。宇和島市については、過年度地籍調査成果の修正作業を継続して実施した。

(3) 自主事業の推進

①登記基準点の設置

今治支所において、登記基準点を設置する計画であったが、新型コロナウイルスの発生に伴い、令和2年度に設置することとした。

②境界標の埋設

登記所備付地図作成作業及び地籍調査事業、並びにその他嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、土地家屋調査会の指導の下、全点境界標設置を原則に業務を行い、28,718点の境界標を設置し、積算に含まれない24,959点の境界標識について、設置費用の支援を行った。

(4) 業務処理と成果検査体制の検討

今年度は、総受託業務件数451件について各支所長の確認後、本部役員での確認を行った。業務処理システムにより、業務進捗状況の把握、品質の確保、成果品の検査体制がほぼ整ってきた。受託業務処理内容も、大半は所定の業務処理がされ、指定された成果が収められるようになった。

(5) 研修会等

①本会・支部が実施する、土地家屋調査士、官公署及び一般市民を対象とした啓発活動に積極的に参加することについては、本会・支部に協力して社員も参加した。

②不動産登記法・登記事務取扱要領、調査・測量実施要領等に則した業務処理を実施するため、また、社員の専門的能力のさらなる向上を図るために本会・支部が実施する研修会への参加を奨励し、その都度、協会からも社員に案内を送り研修会への出席勧奨を行った。

業務処理システムの利用促進のための研修は、支所からの要請が無かったため実施していないが、支所や社員からの質問については、その都度業務部で対応した。

4月に境界確認補助業務及び狭あい道路の道路後退分筆等に関する研修を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により自粛している。